

新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都心部の緑化推進を図ることを目的として、対象区域内の民有地において緑化を行うものに対してその費用の一部を補助する、新潟都心地域民有地緑化支援事業（以下「当該事業」という。）の補助金交付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 当該事業の対象となる区域は、別図に示す新潟都心地域緑化重点地区（以下「緑化重点地区」という。）内、及び緑化重点地区の外縁に接している敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）とする。

(補助対象者)

第3条 当該事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者及び団体とする。

- (1) 当該事業を行おうとする敷地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物及び特殊建築物をいう。以下同じ。）の所有者又は管理者
- (2) 当該事業を行おうとする敷地、建築物の所有者又は管理者の承諾を得た者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者及び団体は補助を受けることができない。
 - (1) 国、地方公共団体その他の公共的団体又はこれらに準ずる団体
 - (2) 市税を滞納している者及び団体
 - (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者及び団体
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に適当でないと市長が認める者及び団体

(補助対象となる緑化)

第4条 当該事業の対象となる緑化は次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 民有地の敷地、建築物において、地上緑化、壁面緑化及び屋上緑化のうちいずれか又は複数を組み合わせて行うものであること
- (2) 建築基準法やその他関係法令、条例等に適合している敷地、建築物において行うものであること
- (3) 申請時に未着工かつ申請した年度の2月末日までに工事及び実績報告が完了するものであること
- (4) 国、県、市その他公共機関等から、補助対象が重複する補助金、交付金等を受けていないものであること

- (5) 既存緑化の再整備の場合は、原則当該事業又は当該事業以外の補助金、交付金等を受けて整備された緑化でないこと

(補助金の額等)

第5条 当該事業の補助金の額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 2 同一の敷地において、地上緑化、壁面緑化又は屋上緑化のうち複数の方法により緑化を行う場合は、上限額を200万円とし、緑化方法ごとに上限額及び補助率を適用し、これを合算したものを交付額とする。
- 3 当該事業の交付を受けたことがある敷地においては、第1項に定める緑化方法ごとの上限額から、既に当該事業の交付を受けた額を控除したものを上限額とする。
- 4 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(補助対象経費)

第6条 当該事業の交付の対象となる経費は、別表第2に定める購入費及び施工費とする。

- 2 次の各号に該当するものは当該事業の交付の対象としない。
 - (1) 既存構造物や土、植栽等の移植費及び撤去に要する経費
 - (2) ベンチ、テーブル、照明器具などの修景施設の購入及び施工に要する経費
 - (3) 維持管理の範疇と判断される経費

(最低事業規模)

第7条 当該事業の交付対象となる最低緑化面積は、原則5㎡以上とする。緑化面積は地上緑化、壁面緑化及び屋上緑化の面積の合計とする。

- 2 据置型植栽基盤（プランター等）を使用する場合は、容量が50ℓ以上かつ堅ろうで容易に移動できないものを使用すること。
- 3 据置型植栽基盤のみを使用する場合は、容量が50ℓ以上かつ堅ろうで容易に移動できないものを2基以上使用することとし、緑化面積が5㎡未満であっても当該事業の対象とする。

(公開性)

第8条 当該事業で実施する緑化は、一般の人が自由に立ち入ることができる共有スペース又は、フェンス、ブロック塀などの構造物で植栽が隠れておらず、道路から容易に見ることができるものであること。

- 2 緑化重点地区の外縁に接している敷地及びその敷地内の建築物においては、緑化重点地区の外縁（緑化重点地区の境界となっている道路）から容易に見ることができるものであること。

(補助金の交付申請)

第9条 当該事業の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第

1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、緑化工事の着手前に市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業の位置図
- (2) 事業に係る図面(平面図又は構造図等、緑化方法のわかる図面)
- (3) 現況写真(事業着手前)
- (4) 事業費を証明する書類(見積書等)
- (5) 第3条第1項第2号に該当する場合は敷地、建築物の所有者又は管理者の承諾書
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (7) 申請者の市税の納税証明書
- (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の規定による補助金の交付申請をするにあたっては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 市長は、交付決定にあたり、必要な条件を付することができるものとする。
- 3 審査等の結果、補助金の交付及び交付条件を決定した場合は、その決定内容を交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは不交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、補助対象事業に係る申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書(第3号様式)及び次の各号に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容に係る図面(平面図又は構造図等、緑化方法のわかる図面)
- (2) 変更内容に係る対象経費の見積書又はこれに代わるものの写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る交付及び交付条件の決定内容を変更することができるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、交付決定変更通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了した日から30日以内又は補助金交付年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

（1）事業に係る図面（平面図又は構造図等、緑化方法のわかる図面）

（2）領収書又はこれに代わるものの写し

（3）写真（着手前、完了後及び作業中の写真）

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたっては、補助対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時に消費税仕入控除税額が確定していない場合は、確定後、補助金に係る消費税額の額の確定に伴う報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条に定める報告を受けた場合は、当該報告の内容及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付確定通知書（第7号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 市長は、第12条第2項に規定する報告があった場合は、期限を定めて補助対象経費に係る消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助対象事業により取得した価格が3万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の備品とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めによるところによる。

3 規則第20条の規定は、補助事業者があらかじめ市長の承認を受けた日又は補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して前項に規定する期間を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。

4 規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ補助金に係る取得財産の処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(表示板の設置)

第16条 補助事業者は、当該事業を活用して緑化を実施した旨がわかる表示板を事業実

施箇所に設置しなければならない。なお、表示板の設置に係る経費は当該事業の補助対象とする。

(維持管理義務)

第17条 補助事業者は、事業完了後5年間は適切な管理を実施するものとし、それ以降も適切な管理に努めること。

(状況報告)

第18条 補助事業者は、事業実施箇所の維持管理状況等について市長から報告を求められたときは、状況報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面(平面図又は構造図等、緑化方法のわかる図面)
- (3) 状況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の状況報告書等の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうか調査することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 維持管理義務を怠っていたことが明らかな場合
- (4) 前3号に掲げるほか、市長が特にその必要があると認めたとき

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の場合において補助事業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

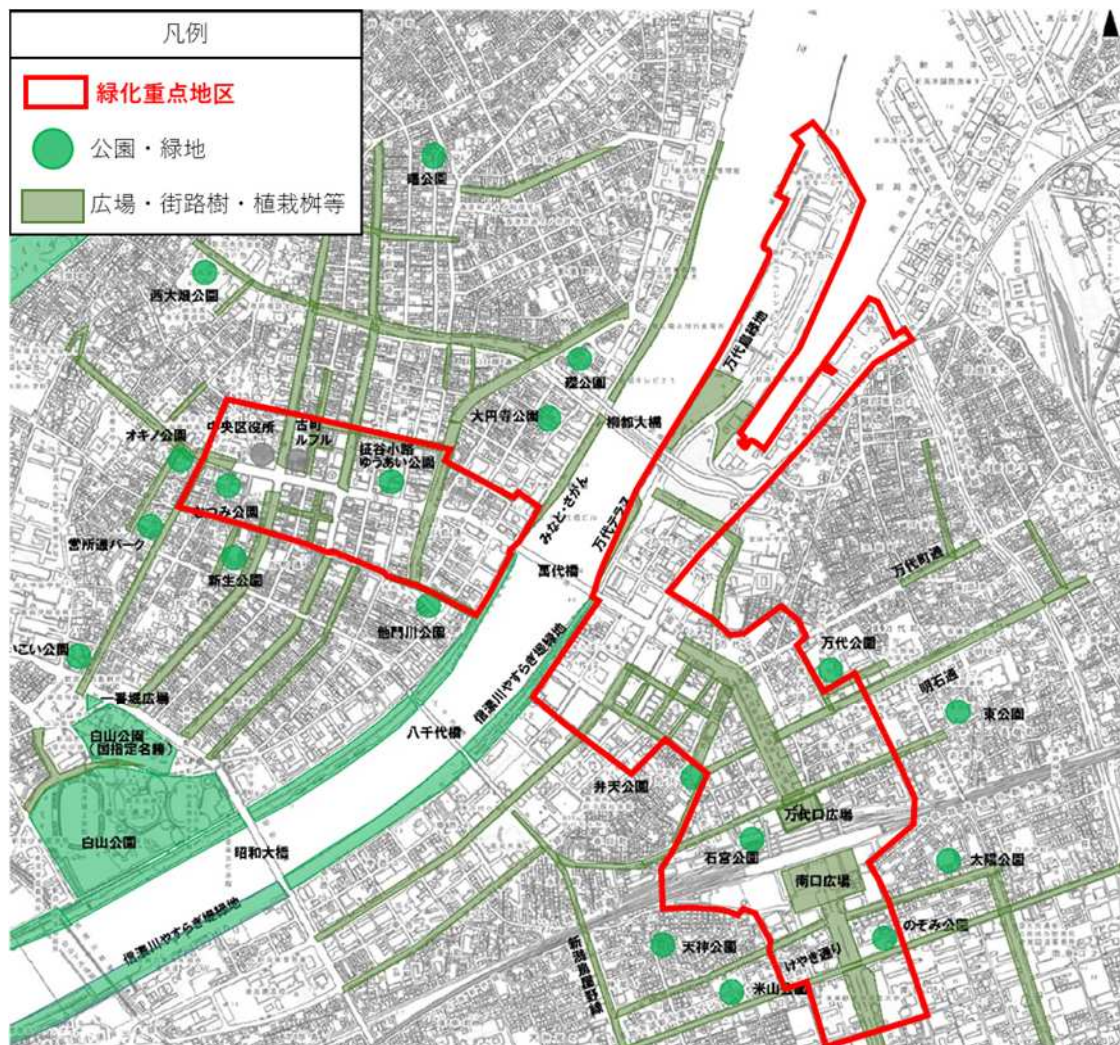
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

(要綱の失効)

別図（第2条関係）



別表第 1（第 5 条関係）

別表第 2（第 6 条関係）

緑化方法	上限額	補助率
地上緑化	1 0 0 万円	新たに植栽基盤を整備する場合：2／3 既存の植栽基盤を使用する場合：1／3
壁面緑化	2 0 0 万円	
屋上緑化	2 0 0 万円	
分類		内容
①植栽費	・ 植物（樹木，花苗） ・ 土，肥料，土壌改良材 ・ 支柱，マルチング材，防草シート，土留め材 等	
②植栽基盤整備費	・ 植栽ます，花壇 ・ 据置型植栽基盤（容量が50ℓ以上かつ堅ろうで容易に動かせないもの） ・ 壁面緑化用植栽基盤及び誘引資材 等	
③ ^{かん} 灌水施設整備費	・ 散水栓 ・ 給水管 ・ スプリンクラー ・ ^{かん} 灌水チューブ 等	
④表示板の設置費	・ 第16条に定める，当該事業を活用した旨を示す表示板	

第 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）
住所
氏名
電話番号

新潟都心地域民有地緑化支援事業交付申請書

新潟都心地域民有地緑化支援事業の補助金の交付を受けたいので、新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業

緑化方法	面積等			
	新規植栽基盤整備		既存植栽基盤使用	
地上緑化（花壇等）	m ²		m ²	
地上緑化（プランター等）	基	m ²	基	m ²
壁面緑化	m ²		m ²	
屋上緑化	m ²		m ²	
面積の合計	m ²		m ²	

2 補助対象経費

計 円
（新規： 円，既存： 円）

3 事業実施箇所

新潟市中央区

4 事業実施予定期間

着手（予定）年月日 年 月 日
完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

- （1）事業場所の位置図
- （2）事業に係る図面（平面図又は構造図等，緑化方法のわかる図面）
- （3）現況写真
- （4）事業費を証明する書類（見積書等）
- （5）第 3 条第 1 項第 2 号に該当する場合，敷地，建築物の所有者又は管理者の承諾書
- （6）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- （7）市税の納税証明書
- （8）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟都心地域民有地緑化支援事業交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業について，新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により，下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟都心地域民有地緑化支援事業
- 2 交付決定額（不交付の理由）

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

- 3 交付決定番号

交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は，あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は，当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し，又は廃止する場合は，市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は，速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 新潟市補助金等交付規則及び新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

※ 補助事業の実施状況により，交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

住所

氏名

電話番号

新潟都心地域民有地緑化支援事業変更申請書

年 月 日付 第 号で通知のあった新潟都心地域民有地緑化支援事業の交付決定の内容を次のとおり（変更・取消）したいので、新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更補助対象事業

緑化方法	面積等（当初）		面積等（変更）	
地上緑化（花壇等）	㎡		㎡	
地上緑化（プランター等）	基	㎡	基	㎡
壁面緑化	㎡		㎡	
屋上緑化	㎡		㎡	
面積の合計	㎡		㎡	

2 変更交付申請額 (当初) 円 (変更) 円

3 事業実施予定期間（変更後） 着手（予定）年月日 年 月 日
完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

- （1）変更内容に係る図面（平面図又は構造図等、緑化方法のわかる図面）
- （2）対象経費の見積書又はこれに代わるものの写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

第 4 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長 印

新潟都心地域民有地緑化支援事業交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した補助事業について、新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり変更したので通知します。
記

1 補助事業の名称 新潟都心地域民有地緑化支援事業

2 補助金の変更交付決定額

既交付決定額

¥	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

変更交付決定額

¥	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 5 新潟市補助金等交付規則及び新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ※ 補助事業の実施状況により、交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

住所

氏名

電話番号

新潟都心地域民有地緑化支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった新潟都心地域民有地緑化支援事業が完了したので、新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 新潟都心地域民有地緑化支援事業

2 交付決定額及び精算額

	補助対象経費	交付決定額・精算額
交付申請	円	円※
実績報告	円	円

※ 交付決定変更通知を受けている場合は、最終の変更交付決定額を記載

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- （1）事業に係る図面（平面図又は構造図等，緑化方法のわかる図面）
- （2）領収書又はこれに代わるものの写し
- （3）写真（着手前，完了後及び作業中の写真）
- （4）その他市長が必要と認める書類

5 補助金振込先

口座 名義	カナ						
	漢字						
金融機関名		預金種目		口座番号			
銀行 本店		1 普通					
金庫 支店		2 当座					
農協 出張所							
信用組合							

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

住所

氏名

電話番号

新潟都心地域民有地緑化支援事業に係る
消費税額の額の確定に伴う報告書

消費税法上の消費税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 補助金額（市長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注） 別紙として積算の内訳を添付すること。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長 印

新潟都心地域民有地緑化支援事業交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について，新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により，下記の通り補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 新潟都心地域民有地緑化支援事業
- 2 交付確定額

	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

住所

氏名

電話番号

新潟都心地域民有地緑化支援事業に係る
取得財産の処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった新潟都心民有地緑化支援事業について、取得した財産を下記のとおり処分したいので、次のとおり申請します。

記

1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日

2 取得効用増加価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由

第9号様式（第18条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

住所

氏名

電話番号

新潟都心地域民有地緑化支援事業状況報告書

年 月 日付 第 号で交付確定通知を受け、補助金の交付を受けた緑化の状況について、新潟都心地域民有地緑化支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟都心地域民有地緑化支援事業
- 2 交付決定番号
- 3 添付書類
 - （1）状況写真（全景及び近景を含む、植栽の状況がわかる写真を3枚程度）
 - （2）その他市長が必要と認める書類